

荒天時における臨時休校措置・オンライン授業措置等について（8月1日以降）

近江南部地域(大津市南部・草津市・栗東市・守山市・野洲市のいずれか。以下同じ)への各種特別警報(大雨・土砂災害・大雪・暴風・暴風雪、以下同じ)および各種危険警報(大雨・土砂災害・大雪・暴風・暴風雪、以下同じ)または暴風警報、暴風雪警報の発令、および JR 琵琶湖線(守山駅を含む区間、以下同じ)の運行中止に伴う臨時休校・オンライン授業の実施については、下記の通りと致します。

記

1. 授業日に警報等の発令および交通機関の計画運休など生徒の登下校に大幅な影響が生じると予想され、前日までに生徒に自宅待機を指示し、オンライン授業実施の可能性のあることを生徒に伝えた日の対応について

- ① 当日 7:00 の段階で近江南部地域に各種特別警報、各種危険警報、または暴風警報、暴風雪警報が発令されている場合は、臨時休校とします。
当日 7:00 の段階で近江南部地域に各種特別警報、各種危険警報、または暴風警報、暴風雪警報が発令されていない場合は、1 限から終日オンライン授業を実施します。(SHR もオンラインで実施します)
- ② 当日 7:00 の段階で近江南部地域に各種特別警報、各種危険警報、または暴風警報、暴風雪警報が発令されていない場合は 1 限からオンライン授業を実施しますが、警報等が発令された場合は、次の時限の授業から臨時休校とします。
- ③ 自宅が各種特別警報および各種危険警報、または暴風警報、暴風雪警報発令地域内にある場合は、近江南部地域への各種特別警報および各種危険警報、または暴風警報、暴風雪警報発令と同等の判断を行い、「公欠席」扱いとします。

2. 前日までに生徒へ連絡や指示等を行っていない日の対応について

- ① 当日 6:00 の段階で近江南部地域に各種特別警報、各種危険警報、または暴風警報、暴風雪警報が発令されている場合は、自宅待機とします。
- ② 当日 7:00 の段階で近江南部地域に各種特別警報、各種危険警報、または暴風警報、暴風雪警報が発令されている場合は、臨時休校とします。
当日 7:00 の段階で近江南部地域に各種特別警報、各種危険警報、または暴風警報、暴風雪警報が発令されていない場合は、通常授業とします。ただし、自宅待機していたために遅刻した生徒については、「公遅刻」扱いとします。また、安全に登校することが難しいと判断される生徒が保護者からの申し出により欠席する場合は、「公欠席」扱いとします。ハイブリッド対応(Zoomによる授業中継が基本となります。以下同じ)を希望する場合は、対応可能な授業はハイブリッド対応します。(当日対応となるため、繋ぐことができない科目があることはご理

解ください)

- ③ 自宅が各種特別警報および各種危険警報、または暴風警報、暴風雪警報発令地域、または土砂災害警戒警報等による避難勧告地域内にある場合、また平常時の通学路が避難勧告地域内に該当の場合は、近江南部地域への各種特別警報および各種危険警報、または暴風警報、暴風雪警報発令と同等の判断を行い、「公欠席」扱いとします。
- ④ 通学経路である公共交通機関の不通によって登校が不可能と判断される生徒が保護者からの申し出により欠席する場合は、「公欠席」扱いとします。ハイブリッド対応を希望する場合は、対応可能な授業はハイブリッド対応します。(当日対応となるため、繋ぐことができない科目があることはご理解ください)
- ⑤ 7:00 に JR 琵琶湖線が運行休止(運転取りやめ)となっている場合は、臨時休校とします。
- ⑥ 通学に使用する経路が「運転取り止めの可能性がある線区」に含まれている生徒が、保護者からの申し出により欠席する場合は、「公欠席」扱いとします。ハイブリッド対応を希望する場合は、対応可能な授業はハイブリッド対応します。(当日対応となるため、繋ぐことができない科目があることはご理解ください)
- ⑦ 一時的な運転見合わせ(人身事故や故障等によるもの)は⑤⑥の対象としません。運転再開後、危険の無いように登校してください。

3. 全般について

- ① 通常授業を行っている時間中に、天候が急変、または急変が予想される場合、もしくは警報等の発令があった場合は、状況により短縮授業や一斉下校などを適宜判断いたします。
- ② 大学 AP 科目において大学の授業を受ける場合、休講等の措置については大学の規定に従うものとします。
- ③ 臨時休校となった後に警報等が解除となって生徒の登校に危険がないと判断でき、かつ教員の指導体制が確立できる場合は、担当教員が学校長の承認を得た上で、生徒の登校を認めることがあります。
- ④ 臨時休校もしくはオンライン授業となった日に探究などのフィールドワークの予定があった場合、警報等が解除されており、自宅からフィールドワーク先まで安全に向かうことができると確認されれば、フィールドワーク先に確認をした上で、予定通りフィールドワークを行うことを可とします。
- ⑤ 休日に近江南部地域への各種特別警報および各種危険警報、または暴風警報、暴風雪警報が発令された場合、校内の活動については基本的に上記に準ずることとします。ただし、生徒の活動において主催者が本校以外の場合は、主催者の判断に従うこととします。

以上